

○屋上防水の点検基準

平成20年国土交通省告示第282号(改正:平成28年6月 国土交通省告示第703号)の判定基準による他、特定建築物定期調査業務基準(2016年改訂版)に記載されている点検項目の解説及び下記の基準に基づき要是正及び特記事項に該当するかの判定を行い、点検結果表の記入をする。

アスファルト保護防水

- ・歩行上危険なひび割れ若しくは反りがあること又は伸縮目地が欠落し植物が繁殖している場合は要是正に該当とする。また、立上り部分については、モルタル等の仕上げ材に著しいひび割れや仕上げ材の剥落等がある場合は要是正に該当し、その是正箇所については、全て写真を撮り位置を図面「様式7(建)」に明記する。

アスファルト露出防水・シート防水

- ・防水層の破断・損傷、端末部の剥離(口開き、金物のはずれ)、接合部のめくれなどにより、下地面の露出がある場合は、点検結果表の要是正に該当し、その是正箇所については、全て写真を撮り位置を図面「様式7(建)」に明記する。
- ・防水層の表層劣化(減耗等)については、状況の確認を行うために全景の写真を撮り、図面「様式7(建)」へ劣化範囲を明記する。また、棟毎に点検実施面積のうちおよそ何%が表層劣化しているかを算出し、定期点検結果報告書の第三面10. 屋上防水の状況の「表層劣化率」欄に記入する。また、表層劣化が30%を超える場合は、特記事項に該当する。

塗膜防水

- ・防水層の欠損、損傷などにより、下地面の露出がある場合は、点検結果表の要是正に該当し、その是正箇所については、全て写真を撮り位置を図面「様式7(建)」に明記する。
- ・防水層の表層劣化(減耗等)については、状況の確認を行うために全景の写真を撮り、図面「様式7(建)」へ劣化範囲を明記する。また、棟毎に点検実施面積のうちおよそ何%が表層劣化しているかを算出し、定期点検結果報告書の第三面10. 屋上防水の状況の「表層劣化率」欄に記入する。また、表層劣化が30%を超える場合は、特記事項に該当する。